

使用料・手数料等の適正化に関する 基本方針(令和7年度改定版)

令和7年7月
西東京市

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに..... | 3 |
| 第1章 使用料及び手数料の基本的な考え方 | 3 |
| 1 本方針の適用範囲 | 3 |
| 2 受益者負担の考え方 | 4 |
| (1) 受益者負担の適正化 | 4 |
| (2) 経費の削減とサービスの向上のための内部努力 | 5 |
| 3 適正料金決定の統一的な考え方 | 5 |
| (1) 原価計算..... | 6 |
| (2) 受益者負担の割合 | 6 |
| (3) 適正料金の決定..... | 6 |
| 第2章 使用料 | 7 |
| 1 原価計算..... | 7 |
| (1) 費用算定対象項目..... | 7 |
| (2) 費用算定方法..... | 8 |
| (3) 受益者負担の割合 | 8 |
| (4) 受益者負担割合の適正範囲 | 10 |
| (5) グループ化 | 10 |
| 2 激変緩和措置 | 11 |
| 3 施設使用料の減額・免除 | 11 |
| (1) 減額・免除に関する基本的な考え方 | 11 |
| (2) 減免基準 | 11 |
| (3) 減免回数の制限 | 12 |
| (4) 減免資格の確認 | 12 |
| 4 公民連携手法により整備される施設の取扱い | 13 |
| 5 指定管理者制度を導入する施設の取扱い..... | 13 |
| 第3章 手数料 | 14 |
| 1 原価計算..... | 14 |
| (1) 費用算定対象項目..... | 14 |
| (2) 費用算定方法..... | 14 |
| (3) 受益者負担の割合 | 15 |
| (4) 受益者負担割合の適正範囲 | 15 |
| 2 手数料の減額・免除 | 15 |
| 第4章 その他 | 16 |
| 1 見直しの周期 | 16 |
| (1) 使用料・手数料の見直し周期..... | 16 |
| (2) 原価計算結果のモニタリング | 16 |
| (3) 基本方針の見直し周期 | 16 |
| 2 使用料等審議会への諮問 | 16 |
| 3 その他の受益者負担 | 16 |

はじめに

使用料・手数料の適正化のための取組として、本市では、平成15年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」(以下「本方針」という。)を策定した。その後、平成19年度、平成27年度及び令和元年度に、原価計算の算定項目の見直し、受益者負担区分の見直し等により本方針を改定し、これまで、使用料・手数料の適正化に取り組んできた。

前回の改定(令和元年度)から6年が経過し、社会保障関係経費の継続的な増加、公共施設やインフラの更新に加え、物価高騰の長期化による影響など、今後も財政負担が拡大する見通しを踏まえると、本市の財政は厳しい状況にあり、受益者負担の更なる適正化を図る必要が生じてきた。

そこで、本方針の改定に向けて、庁内検討を進めるとともに、使用料・手数料等の適正化について令和6年12月24日に西東京市使用料等審議会に諮問を行い、令和7年6月20日に答申を得た。

本方針は、庁内検討結果や、使用料等審議会からの答申を踏まえて改定したものである。

第1章 使用料及び手数料の基本的な考え方

1 本方針の適用範囲

本方針は、市が徴収する使用料及び手数料を適用範囲とする。使用料・手数料は、利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、給付と負担との間に対価関係がある点で非対価性に特質がある租税とは異なる。

- ・ 使用料…行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収するもの(地方自治法第225条)
- ・ 手数料…特定の者に提供される事務についてその対価として徴収するもの(同法第227条)

ただし、次に掲げる使用料及び手数料等については、適用を除外する。

ア 政令等に定めがあるもの

国の政令や東京都の条例等により料金又は料金の基準が定められているものについては、原則として政令等に従うものとする。

イ 本来の施設提供の目的外利用に係るもの

行政財産の目的外利用に関する使用許可(同法第 238 条の 4 第 7 項)に基づく行政財産の使用に伴う施設使用料や、道路占用料、公園占用料等については、土地や建物の市場価格を参考に算出するなどして料金を設定する。

ウ 公営企業に関するもの

下水道事業は、公共性と共に経済性を発揮しながら運営する必要があるため、独自の基準によって料金を設定する。

エ 建築基準法に基づく事務に係る手数料

建築基準法に基づく事務に係る手数料は、広域的な観点での料金設定が求められるため、他自治体と統一的な料金を設定する。

2 受益者負担の考え方

(1) 受益者負担の適正化

地方自治体の行政サービスは、住民福祉の実現を目指して行われ、その財源の大部分は租税である。

しかし、特定の者がサービスを利用し利益を受ける場合には、その受益の限度において受益者から徴収した使用料・手数料を財源とすることを地方自治法は認めている(地方自治法第 224 条)。

ただし、徴収に当たっては、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において」負担を求めることとされており、その受益に見合った適正な料金を定める必要がある。

受益者負担導入の根拠としては、次の三つが挙げられる。

【負担の公平性】

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用を受益者に負担させることが公平との考え方である。

サービスの受益者が適正に費用を負担しない場合、住民全体の税金により費用負担することとなる。つまり、受益者が住民全体の負担で特別の利益を得る一方で、非受益者は費用のみ負担して利益を享受できず、不公平が生じてしまうこととなる。

【資源配分の適正化】

受益者から使用料・手数料を徴収することは、限られた資源を適正に配分するためにも必要である。

仮に、全ての公共施設を無料とした場合、利用の心理的・経済的ハードルが下がることで利用が過度に集中してしまい、結果として本当に必要としている人の利用機会が制限されるなど、本来の趣旨に反する事態を招くおそれがある。

【租税負担の減少及び自主財源の確保】

使用料・手数料の徴収は、特定のサービスに対する財源を確保できることから、租税負担の減少につながり、かつ自主財源を確保できることから、財政収支の向上に寄与する。

以上のことから、基本方針に基づき、受益者負担の適正化を図る。

ただし、次に該当する場合は、例外的に受益者負担の導入又は改定を見送る。

- ・政策的に配慮すべきもの
- ・事業廃止となるもの
- ・原価(理論上の適正対価)と現行料金を比べて乖離が小さいもの
- ・実績件数の変動が大きいことから原価も大きく変動するもの
- ・実績が少なく、適正な原価計算が困難なもの

(2) 経費の削減とサービスの向上のための内部努力

使用料・手数料については受益者負担を原則とする。受益者負担の導入に当たっては、経費の削減、市民の利用満足度や施設稼働率の向上など、市は可能な限り努力をする必要がある。

その上で、受益者が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質・量が維持されることとなり、市財政の健全化も図ることができる。

したがって、市は、使用料・手数料の原価や利用者満足度などを常に意識してサービスを提供するとともに、使用料・手数料の妥当性について市民から理解を得られるよう努めるものとする。

3 適正料金決定の統一的な考え方

受益者負担の原則を踏まえた使用料・手数料に関する適正料金決定の統一的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 使用料・手数料に係るサービスの原価を、統一的な方式により計算する。
- (2) 原価計算の結果を、サービスの内容により定められた公費負担と受益者負担の割合により按分し、理論上の適正料金を算出する。
- (3) 最終的に、近隣自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して、額を決定する。



(1) 原価計算

第2章「1 原価計算」(p.7)及び第3章「1 原価計算」(p.14)により行う。

(2) 受益者負担の割合

西東京市が提供するサービスの料金を決定する際には、次の三つを原則とする。

ア 市民生活にとって、基礎的なサービスであり、民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービスについては、原則として無料とする。

イ 上記以外は、原則として受益に応じた負担を、市場性・選択性の高低に応じて、受益者が負うこととする。

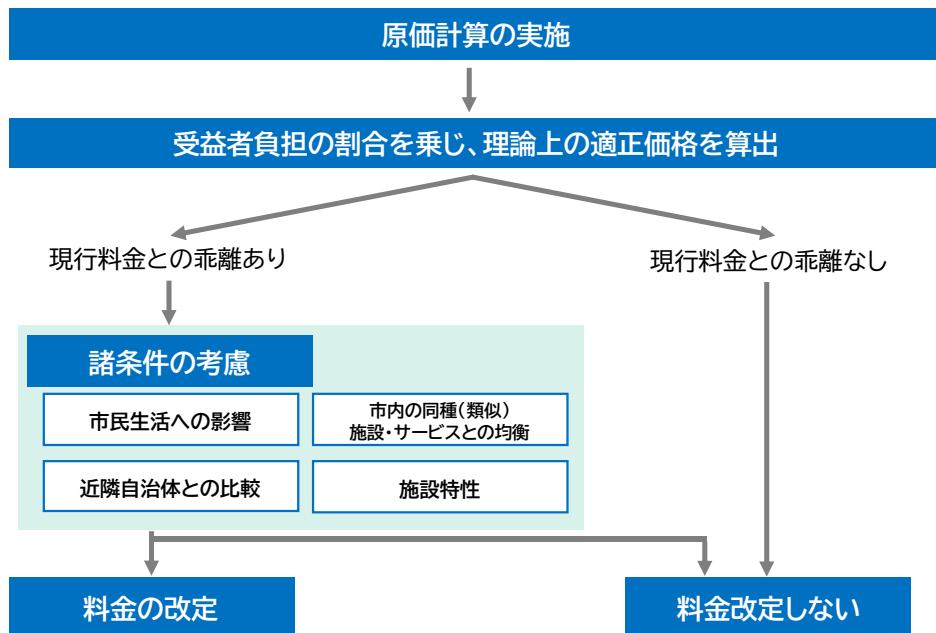
ウ 受益者負担の基本的な考え方は、社会情勢等の変化に即して見直すこととする。

(3) 適正料金の決定

原価計算により算出したサービスに係る原価を受益者負担の割合に当てはめることで理論上の適正料金を求めることができる。しかし、最終的な料金決定に当たっては、市民生活への影響、市内の同種(類似)施設・サービスとの均衡、近隣自治体との比較、等を考慮することとする。

さらに、施設使用料については、各施設の設置目的、管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し、適正料金を決定する。

施設使用料の適正料金の決定に当たっては、施設特性等に応じ、曜日・時間別の料金設定や、市民以外の利用者の料金設定、営利を目的とした利用の料金設定等を行うことができる」とする。



第2章 使用料

1 原価計算

(1) 費用算定対象項目

本市では、統一的な基準に基づく財務書類を活用した「施設別行政コスト計算書」を作成している。使用料の原価計算に当たっては、この計算書の考え方を準拠し、次の費用を算定対象として、これを合計した行政コストを用いて原価計算を行う。

| 項目 | 説明 |
|------------|--|
| 人件費 | |
| 職員給与費 | 施設の運営・維持にかかる職員数(人工)に、平均給与を掛けて算出 ※間接的人件費を含む。 |
| 退職手当引当金繰入額 | － |
| その他 | 会計年度任用職員報酬・時間外手当など |
| 物件費等 | |
| 物件費 | 報償費、光熱水費、消耗品費、委託料、リース料など |
| 維持補修費 | 施設や付帯設備に係る修繕及び工事など ※60万円以上の修繕料は資産となるため対象外 |
| 減価償却費 | 有形固定資産の減価償却費(建物・工作物・物品) |
| その他 | － |
| その他業務費用 | |
| 支払利息 | 市債の公債費利子等 |
| その他 | 火災等保険料、傷害・賠償保険料 |

(2) 費用算定方法

使用料の原価は、次の方法により算出する。

ア 特定の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を占用する場合(貸室等)

1m²当たり行政コストを年間使用可能時間で割り、1m²・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた使用料原価を算出する。

$$\text{使用料原価} = \left(1\text{m}^2\text{当たり行政コスト}^* \div \text{年間使用可能時間} \right) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

※施設別行政コスト計算書で算出した数値を使用。同計算書対象外の施設については、同計算書の考え方を準用して算出する。

イ 不特定多数の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を共用する場合(プール等)

プールのように、不特定多数の利用者が同時に利用するような施設は、施設全体にかかる行政コストを年間利用者数で割ることで1人当たりの使用料原価を算出する。

$$\text{使用料原価} = \text{行政コスト}^* \div \text{年間利用者数}$$

※施設別行政コスト計算書で算出した数値を使用。同計算書対象外の施設については、同計算書の考え方を準用して算出する。

(3) 受益者負担の割合

公共施設が提供するサービスには、市民の日常生活に不可欠で、民間では代替が難しいものから、余暇の充実などを目的とし、特定の市民が利益を享受するもので、民間においても類似のサービスが提供されているものまで、多岐にわたっている。

このようにサービスの性質が多様であることから、受益者負担の原則のみに基づき施設使用料を設定することは困難である。そこで、サービスをその性質に応じて分類し、分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定する。

【サービスの分類と受益者負担の割合】

各公共施設が提供するサービスを、公共性や日常生活上の必要性の強弱、民間サービスの有無等から、選択性と市場性の二つの基準を組み合わせて9区分に分類し、受益者負担の割合を定める。

□選択性に関する基準

| 区分 | 性質 | 例 |
|----|----------------------|--------------|
| 高 | 特定の目的を持った市民が利用するサービス | テニスコート・野球場など |
| 中 | 市民が多様な目的で利用できるサービス | 会議室・多目的室など |
| 低 | 市民生活に密着した基礎的なサービス | 図書館など |

□市場性に関する基準

| 区分 | 性質 | 例 |
|----|-------------------------------|-------|
| 高 | 民間でも広く提供されており、行政と民間が競合するサービス | 駐車場など |
| 中 | 民間では提供されにくく、一定の公共性を有するサービス | 会議室など |
| 低 | 民間では提供されておらず、主として行政が提供すべきサービス | 公園など |

□サービス機能の位置づけ

各公共施設が提供するサービス機能を、次のとおり性質別分類表に位置付ける。

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 高 ↑ 市場性 ↓ 低 | ① 受益者負担 50% 公費負担 50% | ② 受益者負担 70% 公費負担 30% | ③ 受益者負担 100% 公費負担 0% |
| | | | ◇駐車場 |
| | ④ 受益者負担 30% 公費負担 70% | ⑤ 受益者負担 50% 公費負担 50% | ⑥ 受益者負担 70% 公費負担 30% |
| | | ◇会議室 ◇教室 ◇多目的室 | ◇テニスコート ◇プール ◇トレーニング室 ◇音楽練習室 ◇夜間照明設備 |
| | ⑦ 受益者負担 0% 公費負担 100% | ⑧ 受益者負担 30% 公費負担 70% | ⑨ 受益者負担 50% 公費負担 50% |
| | ◇公園 | | ◇ホール・リハーサル室 ◇体育室・体育馆 ◇グラウンド・校庭 ◇武道場 |
| | 低 ← 選択性 → 高 | | |

【サービスの分類と受益者負担の割合】

- ・各サービスの適正料金を求める際には、その機能がどの区分に該当するかを明確にした上で、原価計算をすることとする。
- ・当該施設の本来目的以外での利用(目的外利用)や本来の利用対象者以外の者が施設を利用する際の受益者負担の割合については、原則として、通常の割合より1区分高い割合を採用する。
- ・現在は使用料・手数料を徴収していないサービスであっても受益者負担を検討すべきものについては、担当課においてどの区分に該当するかを考慮し、受益者負担の適正化に努め、必要に応じ使用料等審議会へ諮った上で料金を決定することとする。

(4) 受益者負担割合の適正範囲

使用料の原価計算結果と条例で定める料金に乖離が生じる場合は、(3)に定めるサービス機能に応じた受益者負担割合の±10%までを適正範囲内とする。

(5) グループ化

施設全体の規模等によって、原価計算に用いる物件費等の金額が異なるため、同種、同規模のサービス機能であっても、使用料に差が生じる可能性がある。利用者の負担の公平性を確保するため、同程度の設備を有し、同様の用途で使用されるサービス機能については、費用算定項目を合算し原価計算を行うこととする。

グループ化する施設分野及びサービス機能の例

- ・屋外スポーツ施設(グラウンド等)
- ・屋内スポーツ施設(体育館等)
- ・文化施設(会議室、多目的室等)
- ・小学校・中学校(会議室、体育館等)

2 激変緩和措置

使用料の増額改定を行う場合には、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行の料金に改定上限率を乗じて改定上限額を設定する。改定上限率は、現行の料金により下記のとおりとする。

| 現行の料金 | 上限改定率 |
|----------------------|--------------|
| 1,000 円未満 | 現行の料金の 1.5 倍 |
| 1,000 円以上 3,000 円未満 | 現行の料金の 1.4 倍 |
| 3,000 円以上 10,000 円未満 | 現行の料金の 1.3 倍 |
| 10,000 円以上 | 現行の料金の 1.2 倍 |

3 施設使用料の減額・免除

(1) 減額・免除に関する基本的な考え方

施設使用料については、受益者負担の原則に基づき適正化を進めてきたが、障害者等への配慮や各団体の社会参加の促進等の観点から、受益者負担の原則の例外として減額又は免除(以下「減免」という。)を実施してきた。

しかし、減免実施による利用者層の固定化や利用者間の不公平感の高まりなどが指摘されている。また、減免に係る負担については租税で補うことになる。このことから、減免はあくまで政策的で例外的な措置であることを再確認するとともに、その適用については、真にやむを得ないものに限定する(受益者負担の徹底)。

なお、減免の取扱いについては、社会情勢等の変化に即して適宜見直すこととする。

(2) 減免基準

施設使用料の減免については、原則として実施しない。

しかし、政策的事情やその他やむを得ない事情がある場合は、減免基準の適用を認めるものとする。

減免基準については、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定する。減額する場合の減額率については、5割を基本として、施設の特性や利用者、非利用者との公平性などを勘案し、設定するものとする。

なお、施設の管理運営に指定管理者制度を導入した施設については、別途、減免の取扱いを定める。

【団体利用について】

- ① 市、教育委員会が主催又は共催で使用する場合は、特定施設を除き、免除とする。
- ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用する場合は、原則として免除とする。
- ③ 市内の市立小中学校や市内の特別支援学校が教育目的で利用する場合は、免除とする。
- ④ 市、教育委員会が認める各種の団体が当該施設の利用目的に即し、公的な理由(広く一般に向けた催しの開催等)で使用する場合は、減額とする。
- ⑤ 市立小中学校や市内の特別支援学校を除く市内の学校が教育目的で利用する場合は、減額とする。
- ⑥ 構成員の半数以上が障害者の団体が利用する場合は、減額とする。
- ⑦ 構成員の半数以上が18歳以下の団体が利用する場合は、減額とする。

【個人利用について】

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者が利用する場合は、免除とする。
- ② 障害者(介助者1名を含む)が利用する場合は、減額とする。

【その他の減免事由】

- ① 上記利用の減免以外に、特に必要と認める事由がある場合は、西東京市使用料等審議会に諮り、意見を求めた上で、別途定めることができる。
- ② その他、市長又は教育委員会が特に必要と認める急な事由がある場合は、真にやむを得ないものに限定し、その事由を明確にした上で、減免することができる。

(3) 減免回数の制限

減免はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは受益者と非受益者との負担の公平性に反することとなる。そのため、より適正かつ公平な施設利用を促進する観点から、減免の適用について、施設の利用実態等に即して回数制限を設けることができる。

(4) 減免資格の確認

減免を適用するための資格確認に当たっては、身分証明書、各障害者手帳、団体名簿等、妥当な方法により行う。

4 公民連携手法により整備される施設の取扱い

公民連携手法により整備される施設について、市の所有権の有無に関わらず、条例により公の施設として位置づけられるものは、原価計算の対象施設とする。

5 指定管理者制度を導入する施設の取扱い

新たに指定管理者による利用料金制を導入する施設は、基本方針に基づく原価計算により、利用料金の上限額を算定するとともに、適正な指定管理料を定めるものとする。

既に利用料金制を導入している施設についても、指定管理者の更新時期(指定手続)を見据え、基本方針に基づく原価計算を行うものとする。

第3章 手数料

1 原価計算

(1) 費用算定対象項目

次の費用を算定対象として、原価計算を行う。

| 項目 | 説明 |
|----------|--------------------------------------|
| 人件費 | サービスの提供に直接従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に要する経費 |
| 物件費 | |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費等 |
| 委託料 | 証明書発行機器などの保守委託料等 |
| 使用料及び賃借料 | 証明書発行機器などのリース料等 |
| その他費用 | 上記に該当しない経費で、サービスの提供に必要なもの |
| 減価償却費 | サービスの提供に使用する備品等の減価償却費 |

(2) 費用算定方法

手数料の原価は、次の方法により算出する。

ア 事務手数料

$$\begin{aligned} \text{事務手数料原価} &= \{\text{人件費}^{※1}(1\text{分当たり}) \times \text{サービス提供に要する時間}^{※2}\} \\ &\quad + \{\text{物件費}^{※3}(1\text{件当たり}) + \text{減価償却費}^{※4}(1\text{件当たり})\} \end{aligned}$$

イ 一般廃棄物処理手数料

$$\begin{aligned} \text{一般廃棄物処理手数料原価} &= (\text{人件費}^{※1} + \text{物件費} + \text{組合分担金} + \text{減価償却費}^{※4})^{※5} \div \text{年間処理量} \end{aligned}$$

- ※1 職員給与費及び会計年度任用職員報酬から算出する。
- ※2 標準処理時間とし、サービス提供に要する平均的な時間を用いる。
- ※3 当該サービスの提供に直接要した部分のみ算入することとし、処理時間数や処理件数等の按分により算出する。
- ※4 定額法を用いる。耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を準用する。
- ※5 業務委託により実施している場合は、事業者が支出する人件費、物件費等を試算し、年間処理量で除する。

(3) 受益者負担の割合

手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用算定もその考え方によって行っている。したがって、受益者が100%負担することが妥当である。

しかし、廃棄物の処理に係る手数料のうち、可燃ごみ等は、日常生活を営む上で不可避的に発生するものであり、その処理は市民生活に密着した基礎的なサービスであることから、一般廃棄物処理手数料(指定収集廃棄物)については、例外的に受益者負担の割合を30%とする。

(4) 受益者負担割合の適正範囲

原価計算結果から算出する適正料金と条例で定める料金に乖離が生じる場合は、原価計算結果の70%から150%までを適正範囲とする。

2 手数料の減額・免除

手数料の減免については、受益者負担の原則の例外として、条例等で定めた上で行う。
(西東京市手数料条例第5条、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条等)

第4章 その他

1 見直しの周期

(1) 使用料・手数料の見直し周期

使用料・手数料については、原価との乖離が著しいなど特別な場合※を除き、原則として、4年ごとに見直し作業を行うこととする。

ただし、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するなど特別な事情がある場合は、指定管理期間等を考慮し、別途定めることとする。

※毎年度実施する原価計算結果のモニタリング（後述）において、本方針で定める受益者負担割合の適正範囲を超えた場合について、原則としてその次年度に見直しを検討することとする。

(2) 原価計算結果のモニタリング

使用料・手数料が適正な範囲にあるかを確認するため、担当課は毎年度原価計算を実施し、その結果を企画政策課に報告する。

(3) 基本方針の見直し周期

本方針についても、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、原則として4年ごとに見直し・検証を行い、必要に応じて改定することとする。

2 使用料等審議会への諮問

使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、担当課において遺漏のないよう個別に対応し、使用料等審議会に諮ることとする。ただし、使用料等審議会条例において適用外となっている事項は除く。

なお、西東京市手数料条例に規定する各手数料徴収事務は、複数の課が担当していることから、企画政策課と関係各課が連携して対応する。

3 他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、担当課において適切に対応することとする。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和7年度改定版)

令和7年7月

発行：西東京市企画部企画政策課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

Tel:042-460-9800